

国立大学法人九州大学伊都地区シェアモビリティサービス事業(一般原付区分) 公募要項

1. 事業名

国立大学法人九州大学伊都地区シェアモビリティサービス事業（一般原付区分）

2. 事業の目的

本事業は、九州大学伊都キャンパスに一般原付を活用したシェアモビリティサービスを導入し、学生及び教職員等の福利厚生の充実、利便性の向上を図ることを目的とする。

3. 事業の内容

九州大学が伊都キャンパス内の敷地を提供し、事業者がポート及び車両を設置のうえ、シェアモビリティサービスの運営を行う。事業者が実施する主な業務は以下のとおりとし、独立採算にて行うこととする。詳細については、公募終了後に協議のうえ、契約を締結する。

- ・本事業の運営全般
- ・施設整備（ポート・車両等設置）、維持管理、事業終了時における撤去等
- ・伊都キャンパス周辺をはじめとした学外ポートの積極的な確保等
- ・利用回数や発着地点等の関連データの集計及び九州大学への提供
- ・利用者アンケートの実施及び九州大学への提供
- ・事業報告

4. 事業期間、車両、使用料等

（1）事業期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

（2）事業に用いる車両

道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車であって、道路交通法施行規則第1条の2の2に規定する特定小型原動機付自転車を除く。

（3）使用料等

事業期間中における学内敷地の使用については無償とする。

5. 契約までのスケジュール

- （1）公募開始：令和8年1月8日（木曜日）
- （2）質問書の提出期限：令和8年1月16日（金曜日）
- （3）企画提案書の提出期限：令和8年1月30日（金曜日）
- （4）選定：令和8年2月上旬
- （5）契約：令和8年3月中旬

6. 応募者の参加資格

- (1) 国立大学法人九州大学契約事務取扱規程第5条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人九州大学契約事務取扱規程第6条の規定に該当しない者であること。
- (3) シェアモビリティサービス事業の実績が1年以上であること。
- (4) 総長から取引停止の措置を受けている期間中のものでないこと。

7. 質問書の提出方法

質問がある場合は、様式2「国立大学法人九州大学伊都地区シェアモビリティサービス事業（一般原付区分）質問書」に質問内容を記入し、電子メールで提出のうえ、提出した旨を電話で連絡すること。

- (1) 提出期限
令和8年1月16日（金曜日）17時
- (2) 提出先：「14.事務局」のとおり
- (3) 質問の回答：電子メールで令和8年1月23日（金曜日）までに回答予定

8. 申請書・企画提案書等の提出方法

- (1) 提出期間
令和8年1月26日（月曜日）9時から令和8年1月30日（金曜日）17時まで
(持参を原則とする。なお、やむを得ず郵送、宅配便等とする場合は事前連絡のうえ、許可を得て当該期間に必着のこと。また、郵送等の場合は簡易書留など配達追跡が可能な方法で発送すること。)
- (2) 提出先：「14.事務局」のとおり
- (3) 提出部数：2部 ※電子メールにてデータも提出すること。
- (4) 著作権

企画提案書の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、九州大学が必要と認めるときには、九州大学が応募事業者と協議の上、企画提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

- (5) 提出書類
 - ・企画提案参加申込書（様式1）
 - ・企画提案書
 - ・審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
 - ・その他必要と思われる資料

1) 様式について

- ・A4横版、横書き、長編綴じで作成し、2ヶ所のホチキス留めをすること。
- ・表紙を除いて30ページ以内とすること。
- ・表紙を除くページには、ページ番号を付すること。

2) 提案項目について

以下に記載の提案項目については、記載を必須とし提案すること。なお、提案内容については可能な限り具体的に記載すること。

①事業実施方針の妥当性

- ・九州大学伊都キャンパスにおける学生・教職員を取り巻く交通事情をよく理解したうえで、学内ポートの設置箇所・台数を含め、事業目的に資するような事業実施方針を提案すること。(学内ポートについては、別紙「学内ポート提案可能エリア」で示す①～⑪それぞれに対し、希望する面積や台数等を写真や求積図等にて分かりやすく示すこと。)

- ・上記に関する公募開始時点における実績や今後の実施方針があれば記載すること。

②サービスの充実

- ・事業開始時点における、九州大学伊都キャンパス周辺のポート数、車両導入台数、駐輪可能台数、利用回数を図も交えて記載すること。(見込みは予定時期を明示すること)
- ・今後のポート拡大予定など、事業の展開方針について記載すること。

③利用データの提供

- ・事業実施期間中に取得及び提供可能な利用データの内容について記載すること。

④利用者の利便性

- ・利用登録～利用～決済までの一連の流れについて具体的に記載すること。
- ・事業実施期間中における利用料金を記載すること。
- ・料金の決済方法を記載すること。
- ・利便性向上で取り組んでいることがあれば記載すること。

⑤運営体制

- ・本事業に係る運営体制、人員配置等について、委託先等を含め事業運営に関わる全てを記載すること。
- ・利用時間について、利用者の利便性、利用予測等を考慮したうえで提案すること。
- ・ポート以外の場所に駐輪された場合のオペレーション、利用者からの問合せ、苦情対応、稼働率等による最適な場所への配置方法等を記載すること。
- ・導入する車両は、制動装置（ブレーキ）や警音器など、道路交通法等の関係法令に適合した車両とし、それを証明する資料を提出すること。

⑥車両利用ルール

- ・事業実施期間中における利用者のマナー向上に向けた方策を提案すること。あわせて、公募開始時点における実績も記載すること。

⑦大学との連携

- ・学生への貢献など、大学との連携事項があれば記載すること。

⑧その他

- ・本事業に創意工夫や付加価値を高める取り組みがあれば記載すること。

9. 選定方法等

(1) 選定方法

九州大学に設置された伊都地区シェアモビリティサービス事業者選定委員会において、提出された提案書類にて書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別表のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、全ての提案者に選定結果を通知する。

10. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整し、実施計画書として整理するものとする。契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わないことがある。

11. 留意事項

- (1) 提案にかかる費用は、選定結果にかかわらず、企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。
- (2) 提案書類提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (3) 提案書類において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き日本語並びに日本国通貨に限るものとし、使用する通貨単位は「円」とする。
- (4) 必要に応じて追加資料等の提出を求めることがある。
- (5) 提案書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがある。
- (6) 提案書類は返却しない。なお、提出書類は、採択に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で無断使用しないものとする。
ただし、九州大学における法人文書の開示基準に定める不開示情報（個人情報や法人等の利益を害するおそれがある情報など）を除き、原則公開の対象となる。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は応募事業者が負うものとする。
- (8) 本公募要領等に記載するものの外、国立大学法人法、国立大学法人法施行令、国立大学法人九州大学不動産等管理規程、国立大学法人九州大学不動産貸付細則その他関係法令等の定めるところによる。

12. その他

事業実施にあたっては、企画提案書を基に調整した契約条件を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

13. 添付資料

- ・別表「審査基準」
- ・別紙「学内ポート提案可能エリア」
- ・様式 1 企画提案参加申込書
- ・様式 2 質問書
- ・業務委託契約書（案）

14. 事務局

〒819-0395 福岡市西区元岡 744
九州大学施設部施設企画課総務係 担当：江上
TEL：092-802-2044
E-mail：ssksomu@jimu.kyushu-u.ac.jp

別表

審査基準

国立大学法人九州大学伊都地区シェアモビリティサービス事業(一般原付区分)

評価項目		評価の視点
(1)基本事項	①事業実施方針の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・伊都キャンパスにおける学生・教職員を取り巻く交通事情をよく理解したうえでの学内ポートの設置箇所・台数提案を含め事業目的に資する事業実施方針 ・上記に関する公募開始時点における実績や今後の実施方針
	②サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・伊都キャンパス周辺のポート数、車両導入台数、駐輪可能台数、利用回数 ・今後の展開方針 <p>【必須条件：伊都キャンパス～九大学研都市駅付近の移動に利用できること。学内移動にも利用ができること。】</p>
	③利用データの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・利用回数、発着地点、利用者アンケート等のデータ提供
(2)運営全般	④利用者の利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・登録～利用～決済までの簡易で分かりやすい利用方法 ・利用しやすい料金設定 ・多様な決済システムや多言語対応など、留学生含め多様な学生等の利用しやすさ
	⑤運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・運営が組織化され、適切な人員が配置されているか ・安全な車両の提供（点検整備体制など） ・放置車両対策（ポート内への適正配置や、一般の放置車両対策等を含む） ・事故・トラブル時の対応、問合せ・苦情対応 ・防犯、盗難対策 ・保険の加入状況 <p>【必須条件：事故が起きた際に事業者側が準備した保険やサポートで確実に対応できること。】</p>
(3)その他	⑥車両利用ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全利用に向けたルール・マナー向上方策に関する公募開始時点における実績や今後の予定
	⑦大学との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・学生への貢献、大学と連携した具体的な取組みなど
	⑧その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、本事業に関する創意工夫や付加価値を高める取組み
	⑨ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有しているか

上記評価項目については、以下の評価基準により評価を行う。

評価項目	配点	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
(1)-①	20	20	16	12	8	4
(1)-②	20	20	16	12	8	4
(1)-③	10	10	8	6	4	2
(2)-④	15	15	12	9	6	3
(2)-⑤	20	20	16	12	8	4
(3)-⑥	10	10	8	6	4	2
(3)-⑦	10	10	8	6	4	2
(3)-⑧	10	10	8	6	4	2
(3)-⑨	5	以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等 • プラチナえるぼし認定=5点 • えるぼし認定段階3（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）=4点 • えるぼし認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）=3点 • えるぼし認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）=2点 • 行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）=1点 ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業 • くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) • プラチナくるみん認定企業=5点 • くるみん認定企業(R7.4.1 以降の基準)=4点 • くるみん認定企業(H29.4.1 以降～R7.3.31 迄の基準)=3点 • トライくるみん認定企業=3点 • くるみん認定企業 (H29.3.31 迄の基準)=2点 • 令和7年4月1日以後に行動計画策定又は変更済(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）=1点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 • ユースエール認定企業=4点 ○上記に該当する認定等を有しない=0点 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。				

学内ポート提案可能エリア
国立大学法人九州大学伊都地区シェアモビリティサービス事業(一般原付区分)

